

○群馬県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令

令和6年2月14日本部訓令甲第5号

群馬県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令を次のように定める。

群馬県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、群馬県警察が整備する情報システム（以下「群馬県警察情報システム」という。）の整備及び管理に関する基本的事項を定め、もって群馬県警察における情報システムの利用に係る業務を適正かつ円滑に実施するとともに、県民の利便性の向上及び負担軽減並びに警察業務の合理化及び高度化を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 群馬県警察情報システムに関しては、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 関係部門相互の協力の下、その利用実態を適切に把握しつつ、情報システムの整備及び管理を行うこと。
- (2) データを最大限に活用していくための環境整備の重要性に鑑み、情報システムの利用に係る業務のプロセスについて全体的な見直しを実施するとともに、情報システムの共通化及び集約化を図ることにより、組織全体の情報システムの有効性の向上、重複する機能の排除及び取り扱うデータの効果的な活用の推進を図ること。
- (3) 警察業務における情報の保護及び継続性の確保の重要性に鑑み、情報システムの利用に係る業務を適正かつ円滑に実施するため、情報システムにおいて取り扱う個人情報その他の情報を適切に管理するとともに、その機能を維持し、情報システムの安全性を確保すること。

(システム総括責任者)

第3条 群馬県警察にシステム総括責任者を置き、警務部長をもって充てる。

2 システム総括責任者は、群馬県警察情報システムの整備及び管理に関する事務を総括する。

(システム責任者)

第4条 群馬県警察情報システムを整備する警察本部の所属（群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則（平成11年群馬県公安委員会規則第3号）第2条第2号に規定する所属をいう。以下同じ。）にシステム責任者を置き、当該所属の長をもって充てる。

2 システム責任者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 所管する群馬県警察情報システムの見直し・改善に関すること。
- (2) 所管する群馬県警察情報システムの新設又は変更に係る機能要件の検討に関すること。
- (3) その他所管する群馬県警察情報システムに関する事務に関すること。

(情報管理業務監査)

第5条 警察本部長は、群馬県警察情報システムによる処理に係る情報の取扱いの状況を把握するため、システム総括責任者に情報管理業務監査を行わせるものとする。

2 前項に規定する情報管理業務監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(細目的事項)

第6条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この訓令は、令和6年2月14日から施行する。

(群馬県警察柔道及び剣道段級位審査に関する訓令の一部改正)

第2条 群馬県警察柔道及び剣道段級位審査に関する訓令（平成29年群馬県警察本部訓令甲第12号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(群馬県警察術科技能検定に関する訓令の一部改正)

第3条 群馬県警察術科技能検定に関する訓令（平成29年群馬県警察本部訓令甲第11号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(群馬県警察運転者管理システムの運営に関する訓令の一部改正)

第4条 群馬県警察運転者管理システムの運営に関する訓令（平成15年群馬県警察本部訓令甲第21号）

の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（群馬県警察ワイドエリアネットワークの運営に関する訓令の廃止）

第5条 群馬県警察ワイドエリアネットワークの運営に関する訓令（平成23年群馬県警察本部訓令甲第10号）は、廃止する。